



猫の避妊・去勢奨励事業について

鳥取県獣医師会からお知らせ



鳥取県獣医師会が「猫の避妊・去勢奨励事業」を実施します。

①この事業を希望する人は、必要事項を記入のうえ11月15日までに申込書を獣医師会に送付してください。ただし、県内居住者1世帯1頭とします。

※申込書は、役場・住民生活課にあります。

②獣医師会は、避妊または去勢が適当と認める人（23年度助成予定数は125頭で、申込みが多い場合は抽選。）に事業対象とする旨の通知をします。

③獣医師会から通知を受けた人は、平成24年1月末日までに県内の動物病院に通知書を持参し、避妊または去勢の手術を受けてください。

④手術を受けた人は、通常の料金から避妊手術にあっては5,000円、去勢手術にあっては3,000円を引き去りした額を動物病院に支払ってください。

◆問い合わせ先

社団法人 鳥取県獣医師会

☎0857-53-4300

《消防局からのお知らせ》

子どもを「ライター火遊び事故」から守りましょう!

近年、子どものライター火遊びによる火災事故が多数発生しており、子どもを守るため、平成23年9月27日よりチャイルドレジスタンス機能（安全規制）のないプラスチック製ライター（100円ライターなど）は、販売禁止となりました。旧規格のライターはお早めに廃棄処分してください!



PSCマーク

新しい規格のライターは、チャイルドレジスタンス（CR）機能により子供が簡単に点火できなくなっており、PSCマークを印刷したラベルが製品外面に貼られています。

子どもを守るライター4か条

- ライターを手の届くところに置かない。
- ライターを触れさせない、点火させない。
- ライターの火遊びを見たら直ぐに注意してやめさせる。
- 理解できる年齢になったら火の怖さを教える。

【ライターの処分方法】

ガスをすべて抜き、不燃ゴミとして処分してください。

※ガス抜きの方法

- ①周囲に火の気のないことを確認し、輪ゴム・テープ等を使用してレバーを固定する。
- ②ガス抜け完了後、着火操作をして火が着かなければガス抜きは完了です。